

山口県職員措置請求書

2021年5月26日

山口県監査委員 殿

請求人

(住所) 山口県山口市朝田 2218 番地 5

(氏名)

(電話) 090-1198-4588

武波義明

(住所) 山口県山口市吉敷中東 1 丁目 9 番 11 号

(氏名)

(電話) 070-5050-2226

松林俊治

(住所) 山口県岩国市桂町 2 丁目 2 番 68 号

(氏名)

(電話) 090-6839-6015

津田利明

(住所) 山口県岩国市三笠町 1 丁目 5 番 37 号

(氏名)

(電話) 090-1012-9646

小中幹男

(住所) 山口県岩国市今津町 2 丁目 17 番 16 号

(氏名)

(電話) 090-3170-8389

井原喜加子

(住所) 山口県岩国市岩国 4 丁目 9 番 8 号

(氏名)

(電話) 090-4102-9834

稻生慧

(住所) 山口県岩国市 平田 6 丁目 37 番 21 号

(氏名)

(電話) 080-7736-5943

南部博彦

山口県知事に関する措置請求をしたいので、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて下記のとおり請求します。

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査については、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

記

1. 請求の要旨

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開催された議会及び委員会において、公用車による自宅送迎で出席した県議会議長・副議長・議会運営委員長に対して、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の関する条例（以下「本条例」という）第三条（費用弁償）第4項に基づいて支給された招集旅費（費用弁償）の中から、公用車により自宅送迎が行われた日数に相当する金910,350円は、同条例に違反する支給であり、旅費支払者である山口県知事 村岡嗣政氏は、山口県財政に損害を与えた。

よって、山口県知事 村岡嗣政氏は、県議会議長・副議長・議会運営委員長に対して、過払いした金額を山口県に返還するよう請求すること。

2. 請求の理由

山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の関する条例（以下「本条例」という）の第三条（費用弁償）第4項では、「議員が招集に応じて議会又は委員会に出席した場合における費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、別表第二の招集旅費の欄に掲げる額に出席日数を乗じて得た額とする。」と定め、全ての議員が議会や委員会などに出席した日数に応じて、招集旅費を乗じた金額が費用弁償として支給されている。

一日の金額は、招集地から議員の居住地までの距離に応じて、金額は異なっている。それぞれの議員が、公共交通機関や自家用車等で招集地へ往復するため、別表第二の金額は、議員ごとに異なっていると推量される。

すなわち、「費用弁償」は、生じた「費用」に対して「弁償」するのであり、当然のことながら、「費用」が発生しなければ「弁償」することはできず、そのような支給は、本条例違反となるのである。ちなみに、本条例第3条第4項が、「出席日数を乗じて」と規定しているのは、「欠席」の場合は召集に応じる費用が生じていないからであり、この趣旨に則ったものである。

一方、公用車で送迎する場合は、運転手の人工費やガソリン代、減価償却費等まですべて県の公費負担であるので、議員本人には議会召集に応じるための「費用」は生じていない。したがって、「費用弁償」を支給する根拠がない。

それにもかかわらず、議員である議長・副議長・議会運営委員長について、自宅から県議会議場まで、公用車による「自宅送迎」を行っている日数分についてまでも、招集旅費が全額支給されており、その金額は、金910,350円である。

よって、県知事による、議長・副議長・議会運営委員長への上記支給行為は、本条例の第三条第4項に違反するものであり、違法な財政行為である。

なお、議長・副議長・議会運営委員長が受給した上記金員は、条例上に根拠をもたない金

員であることから、議長・副議長・議会運営委員長にとっては不当利得（民法703条）に相当するというべきものである。

3. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

今回の住民監査の請求は、県議会議長・副議長・議会運営委員長に関する案件であるため、県議会から選出された監査委員が参加する監査委員会では、適正な審議が行われないおそれがあるため、個別外部監査契約に基づく監査を求める。

以上

